

平成 28 年 8 月 5 日

参 考 資 料

住民監査請求の結果について  
（「源泉徴収票の再発行」に関する件）

伊勢原市在住の県民から、地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求があり、同条第 4 項の規定に基づき監査を行った結果を請求人に対して別添のとおり通知しましたので、お知らせします。

なお、監査の結果の概要をまとめましたので、併せて添付いたします。

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 1 請求書を文書収受した日     | 平成 28 年 6 月 6 日 |
| 2 請 求 人           | 県民 1 名（男性）      |
| 3 請 求 結 果 の 決 定 日 | 平成 28 年 8 月 4 日 |
| 4 請 求 結 果 の 概 要 等 | 別紙のとおり          |

（問い合わせ先）

神奈川県監査事務局総務課

副事務局長兼課長 西

副課長 長谷川

電 話 045(285)5053~4

**住民監査請求の結果の概要**  
(「源泉徴収票の再発行」に関する件)

## 1 監査の結果

平成 28 年6月6日に受理した住民監査請求について、監査委員の合議により請求人の主張には理由がないと認め、同年8月4日、請求を棄却した。

## 2 請求の要旨

神奈川県が県職員約6万 2000 人に対し、平成 28 年4月に誤った内容の源泉徴収票を発行したことに伴う経費は、本来不要な支出であり、会計課職員又は黒岩祐治氏に対し損害賠償を請求することを、知事に勧告するよう求める。

## 3 判断の理由

- 今回の差額給与の収入年を誤ることとなった背景には、システムが前年の支給月に係る差額給与を翌年の収入として処理することに対応していないことから、差額給与を平成 28 年収入とした場合、その後の追給・戻入の事務処理を手作業により行う必要が生じ、これにより給与支給事務に多大な影響と負担が生じることが見込まれたことにある。会計課職員は、平成 27 年 12 月 28 日に当該差額給与を平成 27 年収入として対応する方法を横浜中税務署に相談しているが、その際、同税務署の職員から示された見解を参考に差額給与の「改訂の効力が生じた日」を模索し、最終的に「労務交渉の合意した日」と解釈することも可能と誤った判断をしてしまったものと認められる。会計課職員は、横浜中税務署の当該職員に相談した理由として、「平成 26 年度に県で所得税等の源泉徴収漏れが発覚した際に同税務署で中心的な窓口となって対応をし、法人課税の担当部門の筆頭の職責を有する職員を指定して行った。」としており、同職員の見解を基に情報収集を行ったうえで、平成 28 年 2 月 3 日付け労務担当課長通知の内容を踏まえ、当該差額給与の収入年を平成 27 年収入と判断したもので、その過程では一応の注意を払っていたものと認められ、当該判断について故意又は重大な過失があったとの事実を認めるには至らなかった。
- 知事は、本件差額給与の取り扱いに関しては一切関与しておらず、会計課職員を直接管理監督する立場にもいないため、知事の法的責任を認める理由はない。
- 以上のことから、請求人が、会計課職員又は知事に対して損害賠償請求するよう、知事に勧告することを求めることには理由がない。

監 第 23 号  
平成 28 年 8 月 4 日

(請求人)  
(略) 様

神奈川県監査委員 真 島 審 一  
高 岡 香  
太 田 眞 晴  
土 井 りゅうすけ  
赤 井 かすのり

### 住民監査請求に基づく監査の結果について (通知)

平成 28 年 6 月 6 日に受理した同月 5 日付け住民監査請求 (以下「本件監査請求」という。) について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 242 条第 4 項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第 1 請求に対する判断  
請求を棄却する。

第 2 請求の内容

1 請求人から平成 28 年 6 月 5 日付けで提出された請求書の内容  
(内容は原文「請求の趣旨」及び「請求の原因」のまま。ただし、項目番号の一部付け  
替え等を行った。)

(1) 請求の趣旨

神奈川県が、平成 28 年 4 月、必要の無い源泉徴収票を県職員約 6 万 2000 人に  
発行したことに伴う支出額を、(1) 県会計課の職員に請求する、または、(2) 黒岩祐治  
氏に対して同額を請求することを、知事に勧告するよう求める。

(2) 請求の原因

ア 職員の給与増額に伴い、平成 28 年 4 月、県は職員約 6 万 2000 人の昨年分の源  
泉徴収票を再発行した。

イ しかし、源泉徴収票を再発行する必要はなかったことが、判明した。

ウ そこで県は、近い将来、再度、正しい源泉徴収票約 6 万 2000 通を発行するとい  
う。

エ さらに県会計課職員らは、県内の 33 市町村と東京都の 8 市区を訪問し、謝罪兼  
事情説明をしたという。

オ 以上を、税金の無駄使いという点から考えると、以下のように言える。

- (7) 6万2000通の源泉徴収票を2回発行するには、印刷費がかかる(X1)。
  - (イ) 市町村等に職員が出向くには、交通費がかかる(X2)。
  - (ウ) 源泉徴収票の作成や説明訪問は、職務時間中に行われるから、それにかかる時間分の給与が、本来不要な支出に当たる(X3)。
- カ X1 から X3 までの合計を Y とすると、Y は 100 万円を下ることはないと思われるが、正確な額は、監査委員において、算出して頂きたい。

## 2 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

## 3 請求人から提出された事実を証明する書面

資料1 平成28年6月4日付け毎日新聞(夕刊)7頁目

(※見出し「神奈川県 税務処理ミス」)

## 第3 請求の受理

本件監査請求は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、実際に受け付けた平成28年6月6日付けをもって受理した。

## 第4 監査の実施

### 1 請求人からの証拠及び陳述書の提出並びに陳述

請求人は法第242条第6項の規定に基づく証拠の提出及び陳述(事前に陳述書を提出)を行った。

#### (1) 証拠の提出

請求人から次の証拠が提出された。

資料2 平成28年6月14日付け毎日新聞(朝刊)25頁目

(※見出し「県が税務処理ミス陳謝」)

資料3 平成28年第2回神奈川県議会定例会総務政策常任委員会報告資料

平成28年6月13日

(※「平成27年度給与改定に伴う差額支給に係る所得税等の取扱いに関する誤りの発生について」)

資料4 住民監査請求に基づく監査の結果について(通知)

平成26年11月7日付け監第108号

(※1頁目、10頁目及び15頁目)

#### (2) 平成28年6月5日付け陳述書の内容

(内容は原文のまま。ただし、項目番号の一部付け替え等を行った。)

##### ア 県会計課職員らの重過失について

(7) 平成26年に、県の多くの部署で、測量士等への報酬支払いにおける所得税等

の源泉徴収漏れが生じ、県は、延滞税及び不納付加算税を税務署に納付しなければならない事態が発生した。

- (イ) 会計課は、今後、税務署から講師を招き、職員が研修を積み、間違いのないようにする旨の対応策を発表し、実際、講習会を開催したようである。
- (ウ) ところが今回、またしても、源泉徴収に関する間違いを会計課がしでかし、その結果、県に本来不要な支出が生じたのである。今回は、講習後であること、そして、気を引き締めて法令順守を誓った矢先の事である。常識に照らせば、事務手続きが複雑だ云々という言い訳は、通らない。会計課職員らに重過失を認め、彼らに、県に生じた損害を賠償させるべきである。

#### イ 知事の指揮監督責任について

知事は、会計を監督する責任を負っている（地方自治法 149 条）。

平成 26 年の源泉徴収漏れが明るみになった当時、黒岩祐治氏は知事であり、今回の間違いが生じた平成 28 年 4 月においても、同氏が知事であった。そうすると、黒岩氏は知事として、会計ミスにつき、職員への指揮監督責任が、厳しく問われるべきである。

#### ウ 結論

会計課職員らは、県に生じた（生じる）損害を、賠償すべきである。仮に彼らに責任を問わない、あるいは問えないというのであれば、知事である黒岩氏が、同額を県に賠償しなければならない。こう考えるのが、世間の良識である、と私は思う。

### (3) 平成 28 年 6 月 30 日付け陳述書の内容

（内容は原文のまま。ただし、項目番号の一部付け替え等を行った。）

ア 本件の概要は、以下のとおりである。会計課は、職員の引き上げられた給与分を平成 28 年の収入とすると、大量の事務手続きが発生するから、横浜中税務署に相談し、一部を平成 27 年所得として処理する例外的対応が可能との感触を得た。そこで、会計課は最終確認をすることなく、例外的処理を実行した。ところが、税務署から、所得税法基本通達の原則通り、引き上げ分は全部、平成 28 年の収入として処理するよう求められ、会計課は、源泉徴収票を発行し直さなければならなくなった。

イ 過日、県の多くの部署で生じた所得税等の源泉徴収漏れ事案において、会計課は、源泉徴収は複雑で、税務署の担当者によって解釈や判断が異なることがあると説明した。そうすると、本件につき、会計課職員が横浜中税務署員から、ある種の感触を得たとしても、別の税務署職員からは、異なった感触になり得ることを、会計課職員は、当然、予想し得たはずである。私が最も強調したいのは、この点である。

ところが、会計課職員は他の税務署職員の見解を打診することなく、また、横浜中税務署に最終確認することなく、例外的処理を実行した。これは、会計局局長らの重大な過失と言わざるを得ないであろう。

ウ 会計局長・水田豊人氏と会計課長・花田佐江子氏は、県に生じた損害を賠償するべきである。また、例外的処理を黒岩知事が了承していたのであれば、黒岩氏にも責任がある。さらに、黒岩知事は財務会計の最高責任者として、職員に対する指揮監

督を怠ったことにより、損害賠償責任を負うべきである。

#### (4) 陳述の内容

請求人は、平成 28 年 7 月 5 日（火）午前 9 時から、神奈川県横浜合同庁舎 2 階の第一監査室において、監査委員に対する陳述を行った。

陳述の内容は、次のとおりであった。

本件は、神奈川県の職員に対する給与の増加分、これを税務処理をするに当たって、会計課が国税庁からの基本通達に基づく原則ではなく、例外的な処置をした。その結果、生じる本来不要な税金の支出、こういうことに関する請求であります。

そこで私は、会計課には 2 つの小さくない過失があったと考えております。

まず第 1 点は、例外的な処理方法をとるに当たって、横浜の税務署に相談をした。しかし最終確認を怠った。こういうことが新聞報道でなされています。例外的な処理方法が可能であるとの感触を得た。しかし、最終的な詰めは怠った。やはりこれは過失と言わざるを得ないのではないか。これが第 1 点目であります。

第 2 点目、これが私の本日の陳述会に臨むに当たって最も重要に考えていることあります。それは、税務署に相談するというのは結構だと思いますが、源泉徴収のことに関しては、税務署の担当者によって解釈や判断が異なるということがこれまでに何度かあった。そういうことを会計課の職員は十分承知していたはずだと私は考えております。それにも関わらず、新聞報道を読む限りにおいては、そのようなダブルチェックといいますが、横浜の例えば南の税務署、保土ヶ谷の税務署、あるいは平塚の税務署などにも問い合わせてみる、相談してみるということをしていない。もし、していれば、また別の感触を得ることができたのではないか、このように私は考えるところであります。

そうすると、以上 2 つの過失について、一つ一つは重大な過失にならないとしても、この 2 つを合わせるならば、相乗効果と言いますか、やはり重大な過失ということにならざるを得ないのではないか、このように私は考えます。

そこで結論ですが、会計課の局長、会計課の課長の職にある人々には、やはり重大な過失を認めて、県に発する損害については責任をとってもらわなければいけない、このように考えます。

最後に黒岩知事の責任はどうなのか。この例外的な処理方法をするに当たって、黒岩知事は了承しておられたのか否か。もし、了承しておられたものであれば、当然黒岩知事にも責任の一端がある。仮に黒岩知事の知らぬ、存ぜぬところで会計課が例外的な措置をとった、処理方法をとった。その結果、源泉徴収票の再発行だの再々発行だのこういうことになったとしても、やはり県政の最高責任者として、会計の最高責任者として、黒岩知事の職員に対する指揮監督責任、会計課についての指揮監督責任というのは免れないのではないか、このように私は考えるのであります。

その結果、会計課の局長、課長の職員の人々、黒岩知事の責任というものが問われるということになると考えるのであります。

陳述後に監査委員が陳述内容の確認を求め、請求人が補足した陳述の要旨は次のとおりである。

- （基本的に今回の過失は重大な過失だと考えており、その前提として、軽過失では責任は問えないけれど、重過失であるから責任を問う、問われなければならないという主張かとの確認に対し、）はい。

## 2 監査対象事項の特定

本件監査請求は、上記「1」の陳述書及び陳述会での陳述を踏まえると、平成 27 年度給与改定に伴う差額の支給に係る所得税の源泉徴収事務を行う中で、平成 27 年 4 月から 12 月分の差額給与（以下「当該差額給与」という。）の収入時期を誤って判断したことにより、平成 28 年 4 月に再発行した源泉徴収票（以下「再発行源泉徴収票」という。）及び今後修正して再々発行する源泉徴収票の 2 回分の印刷代並びに市町村等に対する謝罪及び事情説明に行った際の出張旅費等の経費の支出（以下「本件支出」という。）が、本来不要な支出であり、本件支出が県に損害を与えたものであって、この損害を会計課職員又は知事に賠償させていないのは財産の管理を怠る事実であると主張していると認められることから、会計課職員又は知事に対する損害賠償請求権が県に生じているかを監査対象事項とした。

## 3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、当該事務を所管する会計課を選定し、平成 28 年 7 月 11 日（月）午後 2 時から、第一監査室において、職員調査を実施した。

会計課の主張の要旨は、次のとおりであった。

### (1) 本県の源泉徴収票の作成及び配布方法について

会計課は、所得税法（昭和 22 年法律第 27 号）第 226 条による職員の給与の源泉徴収票の発行について、神奈川県給与事務処理要綱（以下「給与事務処理要綱」という。）に基づき、知事部局、教育委員会（市町村立学校職員を含む。）等の職員分について事務処理を行っている。なお、警察職員については、給与システムが異なるため会計課では処理していない。

本県の源泉徴収票の作成に係る事務の流れは、次のとおりである。

ア 例月給与の支給履歴や、会計課長、給与管理者(\*1)及び給与報告取扱者(\*2)が人事給与システム（以下「システム」という。）を通して給与報告を、年末調整に必要な給与データとしてシステムに積み上げる。

イ 源泉徴収票の作成に必要な各種控除内容の申告書は、会計課長が給与報告取扱者に配布する。給与報告取扱者は、配布された申告書を年末調整までの各定められた期限までに職員に対して提出するよう指導する。

ウ 毎年 11 月頃になると、会計課長の主導によりその年の年末調整作業が行われる。計算管理者(\*3)がシステムに蓄積されたデータに基づき年末調整の処理を行い、その結果を出力する。出力されたデータが事実と異なる等の場合は、給与報告取扱

者がシステムを通じて年末調整報告を会計課長に対して行う。修正されたデータを元にして計算管理者がシステムにより年末調整の処理を行う。

エ 年末調整の結果を反映させた給与所得の源泉徴収票は翌年の1月18日頃までに出力して、会計課長に対して送付する。

オ 会計課長は、送付された源泉徴収票を各給与報告取扱者に対して配布する。

カ 本庁所属については給与事務センター所長が、市町村立学校については教育事務所長及び給与事務所長が送付された源泉徴収票を所属を通して本人に配布する。それ以外の出先機関については、システム上で配信された源泉徴収票を各所属の担当者が出力をして本人に配布する。

\*1 給与管理者：給与事務処理要綱において定める次の者

総務局組織人材部人事課長、企業庁企業局総務室長、教育局総務室長、教育局行政部教職員企画課長、議会局総務課長、人事委員会事務局総務課長、監査事務局総務課長、労働委員会事務局審査調整課長、選挙管理委員会書記長、収用委員会事務局長、神奈川海区漁業調整委員会事務局長、内水面漁場管理委員会事務局長

\*2 給与報告取扱者：給与事務処理要綱において定める次の者

知事部局、教育局及び学校以外の教育機関においては、給与事務センター所長、企業庁においては、企業局総務室長、教育局のうち、学校事務センター及び県立学校においては、学校事務センター所長、市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員が勤務する学校等にあつては、教育事務所長及び給与事務所長

\*3 計算管理者：給与事務処理要綱において定める政策局情報企画部情報システム課長

(2) 差額給与の収入年の取扱いに係る調整経過について

ア 差額給与の収入年の取扱いに係る根拠

差額給与の収入年の取扱いに係る根拠は、所得税基本通達 36-9（以下「基本通達」という。）で次のとおり定められており、県では差額給与の支給日が定められていないので、取扱いの根拠となるのは「その改訂の効力が生じた日」である。

○基本通達（抜粋）

（給与所得の収入金額の収入すべき時期）

36-9 給与所得の収入金額の収入すべき時期は、それぞれ次に掲げる日によるものとする。

(3) 給与規程の改訂が既往にさかのぼって実施されたため既往の期間に対応して支払われる新旧給与の差額に相当する給与等で、その支給日が定められているものについてはその支給日、その日が定められていないものについてはその改訂の効力が生じた日

イ 当該差額給与を平成27年収入として対応することとした経緯

平成27年度給与改定については、平成28年第1回定例会において条例改正に



係る議案が提出され、平成 28 年3月に採決が行われる予定であったため、当初会計局では上記基本通達に定める「改訂の効力が生じた日」を「議会の議決日」と解し、差額給与は平成 28 年の収入とする方針としていた。

しかし、会計課や給与管理者等の担当で構成し定期的を開催している庁内会議（以下「庁内会議」という。）においてその方針を示したところ、現行のシステム上の問題が指摘され事務負担の懸念が示されたため、平成 27 年 12 月 28 日に横浜中税務署へ相談を行った。この相談は本県を所管する法人課税第三部門の職員のうち、平成 26 年度に県で所得税等の源泉徴収漏れが発覚した際に同税務署で中心的な窓口となって対応をし、法人課税の担当部門の筆頭の職責を有する職員を相談先として指定して行った。

相談の内容は、基本通達に記載されている「改訂の効力が生じた日」を「議会の議決日」である平成 28 年3月と解すると、本件の差額給与は「平成 28 年の収入」となることは理解しているが、差額給与全額を「平成 28 年の収入」として処理するために必要なシステム改修を行った場合でも、差額支給後に発生する給与の修正は、大量の手作業を組み合わせて処理しなければならず、その後の給与支払事務に多大な支障が出るのが予想されるので、何とか現行システムに合わせた取扱いができないかというものであった。

この時の回答は、平成 28 年3月に支給が確定したのであれば、「平成 28 年の収入」として整理してもらいたい。ただし、「県庁内部でこの日に差額支給が確定したという決裁をとるなど、いつ支給が確定したかという根拠を何らかの形でそろえられるのであれば、平成 27 年の収入とすることができる」とのことであった。

この回答を受け、国税庁のホームページの「給与の改訂差額に対する税額の計算」で、民間の場合は「労働協約等の効力の生じた日」とする解釈があったため、県において、人事委員会勧告により給与改定を行う場合、神奈川県職員労働組合連合協議会（以下「県労連」という。）と交渉し、その合意を基に給与条例等の改正案を議会で審議議決した後、条例の公布、施行となることから、この県労連との合意が確定した日（平成 27 年 12 月 22 日）を、「改訂の効力が生じた日」の根拠とした。

なお、先の横浜中税務署への相談において、法人課税の担当部門の筆頭の職責を有する職員から一定の見解が示されていたことから、同見解を基にすれば平成 28 年 2 月 3 日付け労務担当課長通知の内容を踏まえて対応できると判断したため、この判断について、横浜中税務署に最終的な確認は行わなかった。

#### ウ 県の判断に対する横浜中税務署の見解

差額給与が支給され、差額給与を反映した源泉徴収票も再発行した後の平成 28 年4月 22 日に、横浜中税務署から県の判断について説明を求められ説明を行った。この時には特段の見解は示されなかったが、同月 25 日に、横浜中税務署から東京国税局に照会した結果として、労務交渉の合意をもって「効力が生じた日」との判断には至らないこと、また、「効力が発生する日」は議会議決日あるいは人事課長が差額支給について庁内に通知した日であるとの見解が示された。

この見解に対し、横浜中税務署に再考を願う交渉を行ったが、同年5月12日に同税務署を通じて、原理原則で処理すべきとの東京国税局長の最終判断が示された。

- (3) 当該差額給与を平成28年の収入とした場合に発生することが見込まれた事務負担  
県のシステムは、当該差額給与を平成28年収入とするような処理には対応していないため、その後平成27年4月から12月までの期間に遡る給与の追給・戻入処理が発生した場合は、関係する給与・手当額を差額にかかる部分とそれ以外の分に分けて算出し、それぞれ平成28年と27年収入に分けて税の計算を行う必要があり、これを全て手計算で行うことになる。

さらに、今後、年間多数発生している年末調整のやり直し報告の中から、修正が必要なものを分類し、給料・手当ごとに異なる再計算のために必要なデータを収集し、手計算により報告をやり直す作業を、戻入の時効となる5年が経過するまでの間、案件が発生する度に継続して行う必要がある。

- (4) 当該差額給与を平成28年収入として処理する場合のシステムの問題点  
県のシステムは、過去の給与の修正に対応するため、本来の支給月に遡って処理する仕組みとなっている。このため、当該差額給与を平成28年収入とするような処理には対応できず、システムで処理するためには改修が必要であった。

しかし、システムを改修した場合でも、差額支給後に発生する過去の給与の修正は、これまで全てシステムで処理していたものとは異なり、毎月大量の手作業を組み合わせる必要があることが判明した。

このような状況と、平成27年12月28日に行った横浜中税務署の相談結果を踏まえ、差額給与を平成27年収入と28年収入に分けて処理できると判断し、システム改修は行わなかった。

- (5) 今回の事案の発生により影響を受ける対象者及び関係機関とその対応状況

ア 影響を受ける関係機関等及び対象者

(7) 関係機関

職員の住民票がある228市区町村（県内33市町村を含む。）

(1) 対象者

約62,000人（知事部局、市町村立学校を含む教育委員会、企業庁等職員）

イ 関係機関等及び職員への主な対応状況

(7) 関係機関への対応

県内全市区町村及び対象職員が100人以上の県外市区に対し、次により対応した。なお、文書の送付に当たっては、県内市区町村に対しては電子メールにより、県外市区に対しては郵送により行った。

○対応状況

対応日	内容	対象
平成 28 年 5月 17 日	本件についてのお詫び及び個人住民税の取扱い変更についての文書を送付。	県内全市町村及び対象職員 100 人以上の県外市区の個人住民税担当課長
5月 18 日 ～23 日	直接のお詫びと状況説明。	県内全市町村及び対象職員 100 人以上の県外市区のうち、東京都内 4 市の税務担当部長等
6月 2 日	個人住民税の取扱いについて、職員に周知を行った旨の報告文書送付。	県内全市町村及び対象職員 100 人以上の県外市区のうち、東京都内 4 市の個人住民税担当課長
6 日	差額支給に伴う処理に関する報道があった旨の報告文書送付。	
13 日～ 14 日	新たな給与支払報告書の提出時期及び県議会への報告についての連絡文書報告。(県議会報告は県内市町村のみ。)	

(1) 対象者（職員）への対応

平成 28 年 6 月 2 日付け文書で職員に対して、次の対応について周知し、以後、職員からの問い合わせに会計課で対応している。

- ・税務署の指導に沿って、差額全額を平成 28 年分収入として処理し直すことになったこと。
- ・それに伴い、差額給与分を除いた新たな平成 27 年分の源泉徴収票を配布するが、時期は未定であること。
- ・住民税額が変更される場合があること。

(6) 今回の事案の発生により生じた又は今後生じることが見込まれる経費

ア 源泉徴収票の作成経費（印刷経費等）

用紙代 約 29 万円

※積算（試算）根拠  $2.17 \text{ 円} \times 62,000 \text{ 人} \times 1.08 \times 2 \text{ 回} = 290,606 \text{ 円}$

イ 再発行事務に従事する職員の人件費

(ア) 印刷業務

システムの運用の委託業者が、当該委託経費の中で処理するので、新たな費用の発生はない。

(イ) 配布業務

通常の給与の支給に合わせて配布するので、新たな費用の発生はない。

ウ 関係機関への説明等に要した経費

- ・出張旅費 4名分 計 約1万4千円
- ・人件費 4名分 計 約13万8千円
- ・郵送代（通知の送付） 約2千円

※積算根拠 82円×20通(\*)=1,640円

\*発送通数内訳

発送日	5月17日	6月2日	6月6日	6月14日	計
発送数	8通	4通	4通	4通	20通

エ その他経費

当初から原則どおり所得税の処理を行っていた場合と今回の修正に伴う作業は同じであるため、今回の修正作業によるコストは増えない見込みである。

(7) 今後の事務処理について

ア 県による事務処理

現在職員に配布している源泉徴収票の収入から、加算されている当該差額給与分を差し引き、改めて源泉徴収票を作成する作業を、遅くとも秋頃までに終わらせる見込みである。

イ 関係機関による事務処理

職員の住民票がある市区町村では、県が今後送り直す平成27年分の収入額に基づき、平成28年度住民税の税額の変更通知書を作成する作業を順次実施するが、遅くとも今年中に作業を終了する見込みと聞いている。

さらに、市区町村の税所管以外の部署において、県職員が収入に基づく各種認定や給付を受けている場合、平成27年収入額の変更により、認定等の手続の変更が発生する場合がある。

第5 監査の結果

1 認定した事実

職員調査による会計課からの説明を踏まえ、認定した事実は次のとおりである。

(1) 源泉徴収票の作成等に係る事務の所管について

給与所得に関する源泉徴収については、所得税法第226条第1項により、給与等の支払をする者は、その年において支払の確定した給与等について、その給与等の支払を受ける者の各人別に源泉徴収票を2通作成し、提出基準に従い1通を税務署長に、他の1通を給与等の支払を受ける者に交付し、給与支払報告書を市町村に提出しなければならないとされている。

そして県では、神奈川県行政組織規則（昭和31年規則第64号）第7条に会計課の分掌事務として、「(11)職員の給与にかかる所得税及び住民税の徴収、納入等に関

すること」が規定されており、会計課は源泉徴収事務及び年末調整の総括を担当している。

なお、職員に配布される源泉徴収票では、支払者欄の氏名には「神奈川県（会計課）」と記載されている。

## (2) 源泉徴収票の作成について

源泉徴収票の作成については、給与事務処理要綱第 36 条において取扱いを定めており、計算管理者が同要綱第 33 条において定めている知事等の職員の所得税法に規定する源泉徴収票を作成し、本庁機関及び市町村立学校にあっては会計課長、給与報告取扱者を通じて本人に配布し、出先機関にあっては、所属控えを会計課長を通じて給与報告取扱者に送付し、本人用を所属に配付することとなっている。

なお、企業庁は給与システムは同一だが、源泉徴収票の作成については会計課の処理対象外となっており、警察職員については、給与システムが異なっているため、会計課は源泉徴収票の発行事務を行っていない。

## (3) 差額給与支給の決定について

### ア 職員等の給与に関する規定について

職員の給与については、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項において「職員の給与（中略）は、条例で定める。」と規定され、この規定に基づき県では、「職員の給与に関する条例（昭和 32 年神奈川県条例第 52 号）」を、また、大学を除く県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 3 条で定める市町村立学校職員の給与については「学校職員の給与等に関する条例（昭和 32 年神奈川県条例第 56 号）」を制定している。

### イ 平成 27 年度給与改定の実施

#### (ア) 神奈川県人事委員会の勧告

平成 27 年 10 月 14 日に、神奈川県人事委員会より、議会や知事に対し職員の給与について報告され、併せて給与の改定について勧告（以下「人事委員会勧告」という。）が行われた。

人事委員会勧告の内容は、職員の給与に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例に規定する給料表を改定すること、地域手当の支給割合を 10.6%とすること、住居手当の支給限度額を 28,500 円とすること及び期末・勤勉手当の支給月数を 0.10 月引き上げ、平成 27 年 4 月 1 日に遡及（期末・勤勉手当については、任命権者が定める配分に応じた日とする）して実施するというものであった。

#### (イ) 給与改定から差額給与の支給までの経過

人事委員会勧告を受け、同年 10 月に県労連との交渉が開始され、同年 12 月 22 日に県労連との間で大綱が合意され、さらに平成 28 年 1 月 18 日に県労連との交渉が妥結した。

これを受けて県では、平成 28 年第 1 回定例会に「定県第 176 号議案 職員の

給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「定県第 177 号議案 学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」（以下「改正条例等」という。）の各議案を提出し、平成 28 年 3 月 22 日に議決され、同月 25 日に改正条例等が公布施行された。

改正条例等の議決を受け、平成 28 年 3 月 22 日付けで総務局組織人材部人事課長より差額支給日の決定が各所属長宛てに通知され、同月 28 日に差額給与が支給された。

(4) 差額給与の収入年の取扱いに係る根拠について

基本通達では、差額給与の収入年の取扱いについては「その支給日が定められているものについてはその支給日、その日が定められていないものについてはその改訂の効力が生じた日」と定めており、県においては独自の判断基準は定めていない。

なお、差額給与の収入年の取扱いについて、会計局が相談した横浜中税務署は、財務省組織規則（平成 13 年 1 月 6 日財務省令第 1 号）の規定により、管轄区域を横浜市中区及び西区としている。

(5) 当該差額給与の収入年を誤った理由について

ア 県のシステムの状況

県のシステムは、過去の給与の修正に対応するため、本来の支給月に遡って処理する仕組みとなっており、当該差額給与を平成 28 年収入に含めて所得税の計算を行うことを処理することができず、本件に対応するためにはシステムの改修が必要であった。

なお、システムの改修を行った場合は、平成 27 年 4 月から 12 月までの期間に遡る給与の追給・戻入を処理するためには、その追給・戻入額を差額に係る分とそれ以外の部分に分けて算出し、それぞれ平成 28 年と 27 年の収入に分けて税の計算を行うという一連の作業をすべて手計算で行わなければならなかった。

イ 差額給与支給後に発生する過去の給与の追給・戻入事務への影響

給与の修正に伴う年末調整のやり直し報告は、多数発生しているとのことであった。このため、過去の給料の追給・戻入作業を処理するために大量の手計算での処理が必要となった場合、1 年分のみならず、法第 236 条第 1 項に基づく戻入の時効となる 5 年が経過するまでの間、案件が発生する度に継続して手作業により処理を行う必要が生じ、その後の給与事務処理に支障を来すことが見込まれたため、現行のシステムにより対応できる方法の検討が必要な状況であった。

ウ 横浜中税務署への相談

会計局では、当初、基本通達に基づき差額給与は平成 28 年の収入とする方針としていたとのことであった。

しかし、庁内会議で事務負担の懸念が出されたため、平成 27 年 12 月 28 日に源泉徴収事務に係る相談先として横浜中税務署の法人課税の担当部門の筆頭の職責

を有する職員に相談を行ったところ、平成 28 年 3 月に支給が確定するのであれば、平成 28 年の収入として整理してもらいたいが、「県庁内部でこの日に差額支給が確定したという決裁をとるなど、いつ支給が確定したかという根拠を何らかの形でそろえられるのであれば、平成 27 年の収入とすることができる」との回答があった。

#### エ 当該差額給与を平成 27 年収入とした根拠

平成 27 年度給与改定に伴う差額給与の収入すべき時期については、平成 28 年 2 月 8 日付けで会計課長決裁により方針が決定された。その根拠については、会計課から次のとおり説明があった。

上記の横浜中税務署の職員の見解を基に検討した結果、民間企業における差額給与の収入時期は労働協約等の効力が生じた日（国税庁ホームページ）とされているところ、本県では県労連との合意が平成 27 年 12 月 22 日付けで確定していることが、平成 28 年 2 月 3 日付け労務担当課長通知によって確認された。このことをもって根拠としていた。

なお、上記の根拠により対応することについては、先の横浜中税務署への相談の際に、法人課税の担当部門の筆頭の職責を有する職員から示された一定の見解を参考にしていたため、これで対応できると判断して横浜中税務署に最終的な確認は行わなかった。

#### オ 当該差額給与を平成 27 年収入とした根拠に対する横浜中税務署等の判断

平成 28 年 4 月 25 日に横浜中税務署から、県の判断に対して東京国税局に照会した結果として、「労務交渉の合意をもって効力が生じた日との判断には至らないこと」、「効力の発生する日は議会議決日あるいは人事課長が差額支給について庁内に通知した日である」との見解が示され、会計課は横浜中税務署に再考を願う交渉を行ったが、同年 5 月 12 日に「原理原則で処理すべき」との東京国税局長の最終判断が示された。

### (6) 今回の事案の発生により影響を受ける市区町村及び対象者とその内容

#### ア 影響を受ける市区町村

##### (ア) 対象数

職員の住民票がある 228 市区町村（県内 33 市町村を含む。）

##### (イ) 内容

県が今後送り直す平成 27 年分の収入額に基づき、各職員の平成 28 年度住民税の税額の変更通知書を作成する作業が発生する。

さらに、市区町村の税所管以外の部署において、県職員が収入に基づく各種認定や給付を受けている場合、平成 27 年収入額の変更により、認定等の手続の変更が発生する場合がある。

## イ 影響を受ける対象者

### (7) 対象数

約 62,000 人（知事部局、市町村立学校を含む教育委員会、企業庁等職員）

### (4) 内容

再発行源泉徴収票の収入額が修正されるが、これに伴い住民税額の変更や、収入に基づく各種認定や給付を受けている場合、平成 27 年収入額の変更により、認定等の手続の変更が発生する可能性がある。

### (7) 今回の事案の発生により生じた若しくは今後生じることが見込まれる経費 本件支出について確認できた内容は次のとおりである。

名目	内訳	金額
源泉徴収票の再発行 及び再々発行	用紙代 (計算管理者が出力する 場合の用紙代を元に試算 したもの。)	約 29 万円  (再発行分： 約 14 万 5 千円 再々発行分： 約 14 万 5 千円 )
	人件費 (印刷業務従事者分)	— (システム運用委託費内で対応)
	配布業務	— (通常の給与支給に合わせて対応)
関係機関への説明等	出張旅費 (4 名分)	約 1 万 4 千円
	人件費 (4 名分)	約 13 万 8 千円
	郵送料 (20 通分)	約 2 千円
計		約 44 万 4 千円

なお、現在差額給与の収入年の修正等の作業が進められている状況であり、今後の経費発生については特定することはできなかった。

### (8) 知事の関与

会計課においては、当該給与差額の収入年の取扱いに係る決裁については、会計課長が行っており、それまでの間に知事が関与した事実は一切認められない。

## 2 判断の理由

本件監査請求において、請求人は、平成 27 年度給与改定に伴う差額の支給に係る所得税の源泉徴収事務を行う中で、当該差額給与の収入時期を誤って判断したことにより、本件支出が本来不要な支出であり、県に損害を与えたものであって、この損害を会計課職員又は知事に賠償させていないのは財産の管理を怠る事実であると主張していると認められることから、会計課職員又は知事に対する損害賠償請求権が県に生じているかを次のとおり判断を行った。



(1) 法の規定等

法第 243 条の 2 第 1 項は、同項後段において、支出負担行為、支出又は支払等の行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたとき賠償しなければならない旨を定めている。

本件監査請求に係る会計課職員による事務処理は、同項に定める権限を有する職員であり、また、本件支出は所得税法等の法令に基づく源泉徴収票の発行事務に伴い発生しているものであると認められるため、請求人が主張するところの会計課職員の賠償責任の有無については、同項の規定を参考に故意又は重大な過失があったかを以下に判断する。

(2) 故意

「故意」とは、自分の行為から一定の結果が生じることを知りながら、あえてその行為をすることをいう。

(3) 重大な過失

法第 243 条の 2 で規定する「重大な過失」については、松本英昭著「逐条地方自治法第 8 次改訂版」によると、「はなはだしく注意義務を欠くことをいい、わずかな注意さえすれば結果を予測し、これを未然に防止するための措置を講ずることができるともかかわらず、これを怠った状態を指す（最高裁 平二〇、一一、二七参照）。物又は事務を管理するに当たり当該職業又は地位にある人にとって普通に要求される程度の注意義務を怠ることを示す軽過失に対するものである。」とされている。

(4) 故意又は重大な過失の有無

今回の差額給与の収入年を誤ることとなった背景には、システムが前年の支給月に係る差額給与を翌年の収入として処理することに対応していないことから、差額給与を平成 28 年収入とした場合、その後の追給・戻入の事務処理を手作業により行う必要が生じ、これにより給与支給事務に多大な影響と負担が生じることが見込まれたことにある。会計課職員は、平成 27 年 12 月 28 日に当該差額給与を平成 27 年収入として対応する方法を横浜中税務署に相談しているが、その際、同税務署の職員から示された見解を参考に差額給与の「改訂の効力が生じた日」を模索し、最終的に「労務交渉の合意した日」と解釈することも可能と誤った判断をしてしまったものと認められる。会計課職員は、横浜中税務署の当該職員に相談した理由として、「平成 26 年度に県で所得税等の源泉徴収漏れが発覚した際に同税務署で中心的な窓口となって対応をし、法人課税の担当部門の筆頭の職責を有する職員を指定して行った。」としており、同職員の見解を基に情報収集を行ったうえで、平成 28 年 2 月 3 日付け労務担当課長通知の内容を踏まえ、当該差額給与の収入年を平成 27 年収入と判断したもので、その過程では一応の注意を払っていたものと認められ、当該判断について故意又は重大な過失があったとの事実を認めるには至らなかった。

(5) 知事の責任

知事は、本件差額給与の取扱いに関しては一切関与しておらず、会計課職員を直接管理監督する立場にもいないため、知事の法的責任を認める理由はない。

3 結論

以上のことから、請求人が、会計課職員又は知事に対して損害賠償請求するよう、知事に勧告することを求めることには理由がない。